

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第13号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（昭和46年岩手県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第4（第2条関係）		別表第4（第2条関係）	
公 署	所在地	公 署	所在地
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>中央農業改良普及センター西和</u>		<u>中部農業改良普及センター西和</u>	
<u>賀普及サブセンター</u>		<u>賀普及サブセンター</u>	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。